

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る審査基準等の一部改正について

見出しのことについては、パブリック・コメント手続を実施せずに改正したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

1 意見公募を実施しなかった理由

今回の一部改正は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、熊本県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 改正の概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において、同法第4条の風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、審査基準、処分基準及び処分基準の別紙2について所要の改定を行つたものです。

3 施行日

令和7年1月28日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課
電話 096-381-0110(内線3185)